

笠松町議会議長交際費の公表に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、公正で開かれた町政の実現に寄与するため、笠松町議会議長の交際費の支出に係る情報の公表（以下「議長交際費の公表」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(公表する内容)

第2条 議長交際費の公表は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 支出日
- (2) 支出区分
- (3) 支出件名
- (4) 支出金額

2 前項の規定にかかわらず、個人名等の情報は公表しないものとする。

(支出区分)

第3条 前条第1項第2号に規定する支出区分は、支出の内容により、次のとおり分類する。

支出区分	支出の内容
祝 金	祝賀会等各種行事に際する御祝に係る経費
見 舞 い	病気、災害、事故等に対する見舞いに係る経費
弔 慰	町政、町議会関係者等及びその親族の葬儀等における香典、供花等に係る経費
会 費	各種団体が行う会議、意見交換会等への参加に係る経費
激 励 金	町の公益性を高める団体及び個人の激励に係る経費
そ の 他	上記以外のもので議長が特に必要と認めた経費

(公表の時期)

第4条 議長交際費の公表は、支出日の属する月の翌月の末日までに毎月行うものとする。

(公表の方法)

第5条 議長交際費の公表は、議会事務局での閲覧及び笠松町ホームページに掲載することにより行うものとする。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、議長が別に定めるものとする。

附 則

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。